

茅ヶ崎市立病院給食調理業務委託実施要領

1 趣旨

本実施要領は、茅ヶ崎市立病院給食調理業務委託のプロポーザル方式による委託先の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 茅ヶ崎市立病院給食調理業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「茅ヶ崎市立病院給食調理業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)
ただし、本プロポーザル後に別に締結する契約書の契約日から令和7年3月31日までを当該業務の準備期間とする。当該業務における受注準備にかかる費用は、受注者負担とする。
- (4) 履行場所 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目15番1号 茅ヶ崎市立病院

3 提案価格上限額

総額(5年間) 1,181,010千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※管理費(人件費+その他運営管理費)と給食材料費を含めた5年間の総額とする。

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の「一般委託」に登録されており、営業種目に「給食業務委託」を有する者であること。
- (3) 神奈川県又は東京都内に本社、支社若しくは営業所を有する者、又は茅ヶ崎市内に受任地を有する者であること。
- (4) 参加表明書等の提出時点において、茅ヶ崎市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (7) 法人税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第2号から第5号の規定に該当しない者であること。
- (9) 一般財団法人医療関連サービス振興会の認定事業者業種「患者等給食」に認定されている者であること。
- (10) 参加表明書等の提出時点において、直近5年以内に神奈川県内において病院給食調理業務

- の食中毒事故発生による行政処分を受けていない者であること。
- (11) 業務の遂行が困難になった場合の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (12) 日本国内の許可病床数200床以上の病院において、過去5年間以上、患者給食調理業の受注実績を有する者であること。
- (13) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有する者であること。

5 参加資格の喪失

4の参加資格要件(1)から(13)までの要件のいずれかを満たさなくなった場合は、プロポーザルへの参加資格を喪失するものとする。

6 実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の公開	令和6年8月19日(月)
質問書の受付期限	令和6年8月26日(月) 17時まで(必着)
質問書の回答期限	令和6年8月28日(水)
参加表明書等の提出期限	令和6年9月3日(火) 17時まで(必着) (土・日・祝日を除く9時から17時まで)
企画提案書等の提出期限	令和6年9月10日(火) 17時まで(必着) (土・日・祝日を除く9時から17時まで)
企画提案書の説明(プレゼンテーション) 実施予定日	令和6年10月1日(火)
選定結果の通知予定日	令和6年10月8日(火)
契約日	選定結果の通知後、別に定める。
履行開始日	令和7年4月1日(火)

※都合により変更となる場合がある。

7 実施要領等の公開

- (1) 公開期間 令和6年8月19日(月)から令和6年9月10日(火)まで
- (2) 公開方法 茅ヶ崎市立病院ホームページにて公開
<https://hosp.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

8 実施要領等に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問方法 質問書(様式1)に記入のうえ、事務局宛てに電子メールで提出。
- (2) 提出先 茅ヶ崎市立病院事務局病院総務課用度施設担当
電子メール(hosp_soumu@city.chigasaki.kanagawa.jp)
- (3) 受付期間 令和6年8月19日(月)から令和6年8月26日(月)17時
- (4) 回答方法 令和6年8月28日(水)から茅ヶ崎市立病院ホームページにて回答を公開。

9 参加表明書等提出書類

提出書類	内 容	部 数	様 式
誓約書	代表者印を押印し、提出	1 部	様式 2
参加表明書	代表者印を押印し、提出	1 部	様式 3
会社概要	パンフレット等任意様式	1 部	任意 様式
業務実績	現在受注している許可病床数 200 床以上の病院の患者給食調理業務の業務実績を記載	1 部	様式 4
その他	① 医療関連サービスマーク認定証の写し ② 代行保証を行う者との業務代行契約書の写し ③ 納税証明書（「法人税」「消費税及び地方消費税」）	1 部	—

1 0 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和 6 年 9 月 3 日（火） 17 時必着
- (2) 提出先 〒253-0042 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目 15 番 1 号
茅ヶ崎市立病院事務局病院総務課用度施設担当
- (3) 提出方法 郵送
郵送は「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」とし、提出期限までに必着とすること。
- (4) 資格審査 参加資格要件を満たしているか確認します。

1 1 企画提案書等提出書類

提出書類	内 容	部 数	様 式
実力書	会社概要、業務実績、病院給食業務受注実績（200 床以上）を記載すること。	正本 1 部	様式 5 様式 6
		副本 7 部	様式 7 様式 8
企画 提案書	①原則 A4 縦左端綴とし、項目毎にインデックスを付けること ②文字サイズは、注記を除き 10 ポイント以上とする ③カラーも可 ④副本には、参加者を特定することができる内容（具体的な社名、ロゴマーク等）は記載しないこと ⑤本文の構成内容は自由とするが、「12(4)企画提案書の内容」に掲げる内容については、必ず記載すること	正本 1 部	様式 9
		副本 7 部	様式 10
見積書	管理費と給食材料費を含めた 5 年間の総額	1 部	様式 11

1 2 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 6 年 9 月 10 日（火） 17 時必着
- (2) 提出先 〒253-0042 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目 15 番 1 号
茅ヶ崎市立病院事務局病院総務課用度施設担当

(3) 提出方法 郵送又は宅配便等

郵送の場合は「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」とし、提出期限までに必着とすること。宅配便（宅急便含む）の場合、発送状況を追跡、確認できるものとする。

(4) 企画提案書の内容

項目	内容
① 業務運営	・業務運営方針（患者給食業務の基本的な考え方） ・実施体制（組織体制及び準備スケジュール）
② 人材の確保・育成	・従事者の確保・採用に向けた取組み ・従事者の採用計画 ・人員欠員等におけるバックアップ体制 ・従事者の定着のための取組み ・従事者に対する教育・研修体制
③ 食材の確保	・品質、安全性、安定性の確保 ・調達方法 ・茅ヶ崎の地産地消を意識した取組み
④ 危機管理体制	・異物混入、誤配膳等のインシデントに対する防止策及び発生時の対応 ・食中毒や食品事故等への事故防止策及び発生時の対応 ・アレルギー等食物禁忌の対応 ・災害等非常時における食材の確保と給食提供体制
⑤ 患者満足度の向上	・患者満足度を高めるための具体的な提案 ・患者満足度を高めるための当院との連携 ・美味しさの追求 ・メニューを充実させるための具体的な提案

1.3 事業者の選定について

(1) 一次審査

ア 「茅ヶ崎市立病院給食調理業務委託企画提案者選定会議」（以下「選定会議」という。）において一次審査を行う。

イ 一次審査は、参加者より提出された、「企画提案書等提出書類」の提出書類により評価を行う。企画提案書等提出書類のうち実力書・企画提案書の評価の視点は別紙「茅ヶ崎市立病院給食調理業務委託企画提案評価方法」のとおりとする。

ウ 参加者が4者以上の場合、「企画提案書等提出書類」の得点の上位3者を決定する。
なお、この時点で4位以下となった者は企画提案者の選定から外れたこととする。

エ 上位3者となった者は、企画提案書の説明（プレゼンテーション）へ進み、二次審査の対象とする。また、参加者が3者以下の場合、すべての者を二次審査の対象とする。

オ 提案者がいない場合には、本委託先の選定の実施を中止とし再度公募を行うこととする。

(2) 二次審査

ア 選定会議において二次審査を行う。

イ 二次審査は、企画提案書の説明（プレゼンテーション）の内容を加味し、「企画提案書等提出書類」の一次審査での審査項目を再度評価し、プレゼンテーションの評価を加えて評価を行う。

ウ 参加者が1者である場合でも、指定した日時においてプレゼンテーションを実施し、選

定会議の評価結果により、当該提案者を委託候補者として選定する。

1 4 企画提案書の説明(プレゼンテーション)の日時等

- (1) 実施予定日 令和6年10月1日(火)午後。開始時間は対象者へ別に通知する。
- (2) 実施場所 茅ヶ崎市立病院
- (3) 実施手順
 - ア 会場、日時等の詳細については、別途通知する。
 - イ 出席者は3名までとし、そのうち1名については、現場責任予定者とする。所属・役職、氏名、連絡先を記載したものを、メールにて前日までに茅ヶ崎市立病院事務局病院総務課用度施設担当へ提出すること。
 - ウ プレゼンテーションは提出資料に基づき、行うものとする。
 - エ プレゼンテーションの時間は、提案説明を15分間とし、質疑応答は10分間とする。
 - オ プロジェクター、スクリーンは事務局で準備するものとし、その他の機材を使用する場合は提案者側で準備すること。
 - カ プレゼンテーション時の説明では社名及びロゴマーク等を使用しないこと。
 - キ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選定の対象としない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではない。該当する場合はその旨を理由とともに書面(書式は任意。ただしA4判とする。)にて提出するものとする。

1 5 選定結果

- (1) 選定会議は、二次審査において最高得点が上位1位となった者を委託候補者、上位2位となったものを次点者として選定する。
- (2) 最高得点の提案者が複数ある場合は、企画提案書の得点が高い者を優先する。なお、全てにおいて同点の場合は、選定会議において決定する。

1 6 結果の通知

予定日：令和6年10月8日(火)
選定結果は、郵送で通知する。

1 7 選定結果の公表

選定結果は評価の公正性、透明性、客観性を示すため、公表する。参加表明書、企画提案書及び見積書に対する情報公開請求があった場合は、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)に基づき公開するものとする。

1 8 契約締結について

選定の結果により委託候補者として選定された者を、優先交渉権者として期間を定めて企画提案の内容に基づき契約締結の交渉を行う。ただし、期間内に当該交渉が成立しない時は、次点者と契約締結の交渉を行う。

19 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさなくなったことが明らかとなった場合
- (2) 評価の公平さに影響を与える行為が判明した場合
- (3) 虚偽の内容が記載されていることが明らかになった場合
- (4) 提出資料等が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (5) その他本実施要領に違反すると認められた場合

20 その他

- (1) 提出書類の作成費用や旅費等の必要経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、発注者が必要とする場合は、提案者の承諾を得て無償で使用できるものとする。
- (4) インターネット、電子メール等の通信事故については、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 参加表明書提出後に、参加を辞退する場合は、事務局まで連絡するとともに、辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。
- (6) 評価の経緯及び結果についての審査請求は受け付けない。

21 問い合わせ先

事務局 茅ヶ崎市立病院事務局病院総務課用度施設担当
所在地 〒253-0042 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目15番1号
電話 0467-52-1111（代表） 内線1123・1124
（土・日・祝日を除く8時30分から17時まで）
電子メール hosp_soumu@city.chigasaki.kanagawa.jp